

# 平成 28 年度介護支援専門員研修における留意事項について

広島県医療介護計画課・地域福祉課

## 1 介護支援専門員実務研修における見学実習について

### 介護支援専門員実務研修において、事業所における見学実習が始まります

平成 28 年度から、実務研修において「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」が必須科目になります。

実務研修の時期は平成 29 年 1 月から 5 月頃、そのうち、実習の時期は平成 29 年 2 月から 4 月頃の予定です。

主任介護支援専門員が配置されている事業所は、見学実習の受入れと指導について積極的なご協力をお願いします。

### 実習への協力は、特定事業所加算の算定要件です

居宅介護支援事業所における特定事業所加算は、この実習への協力又は協力体制を確保していることが算定要件です（平成 28 年度介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）。

特定事業所加算の算定事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入れを行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすることが求められています。

### 実習受入れに当たっては、実習指導者養成研修を受講してください

実習の質の確保と円滑な実施のため、「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の指導担当となる主任介護支援専門員は、あらかじめ、広島県介護支援専門員協会が開催する「実習指導者養成研修（仮称）」を受けていただくことが望ましいです。

「実習指導者養成研修（仮称）」は、県内の複数会場にて複数回開催する予定ですが、詳細は改めてご案内しますので、今後の情報にご留意ください。

## 2 主任介護支援専門員の更新制度の創設について

### 主任介護支援専門員は 5 年ごとに更新研修を受講する必要があります

平成 28 年度から主任介護支援専門員の更新研修（年間 46 時間）が新設されます。

各事業所におかれては、更新該当者の円滑な研修受講についてご理解とご協力をお願いします。

### 主任介護支援専門員更新研修には受講要件があります

広島県の実情に応じた受講要件については現在検討中のため、改めてご案内しますが、現時点で国が公表している受講要件は次のとおりです。

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回（※）以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

主任介護支援専門員更新研修実施要綱

(H27.2.12 付け厚生労働省老健局長通知別添6)

- ※ 「年4回の研修」は、地域包括支援センターや介護支援専門員協会等が主催する法定外研修のうち、特に主任介護支援専門員の資質向上に資すると判断できるものに限ります。
- ※ 該当する研修は別途、公表する予定ですので、今後の情報にご留意ください。主任介護支援専門員の皆さまには、計画的な研修受講と、受講履歴の管理をお願いします。

#### 平成30年度までの主任介護支援専門員更新対象者には、経過措置があります

主任介護支援専門員の更新研修は、主任介護支援専門員研修又は直近の主任介護支援専門員更新研修から5年が経過するまでに受講することが必要ですが、平成28年度から平成31年度までの間は次のとおり経過措置があります。

主任介護支援専門員研修の受講年度	本来の更新期限	経過措置による更新可能期限
平成18～23年度の者	平成28年度	平成30年度
平成24年度の者	平成29年度	平成31年度
平成25年度の者	平成30年度	平成31年度

#### 主任介護支援専門員を更新すると、介護支援専門員も同時更新となります

主任介護支援専門員更新研修の受講により、介護支援専門員証の更新時に受講する更新研修を受講したものとみなされます。

ただし、上記2のような経過措置は介護支援専門員証の更新研修にはありませんので、主任介護支援専門員の更新研修を修了する前に介護支援専門員証の有効期間満了日が経過しないよう十分留意してください。

介護支援専門員証を更新せず有効期間満了日が経過した場合は、介護支援専門員としての業務に従事できないうえ、主任介護支援専門員の資格もなくなります。

#### お問合せ先

介護支援専門員の研修制度改正に関すること 医療介護計画課 (082-513-3206)

介護支援専門員の資格管理に関すること 地域福祉課 (082-513-3208)